

平成 25 年 4 月 1 日より

「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」が施行されました。

○下記 1～3 の各号のいずれかに該当する者に対しては、施設の使用許可（貸付）を行いません。

○許可（貸付）を行った後にいずれかに該当することが判明した場合は、許可（貸付）を取消します。

- 1 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- 2 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する次に掲げる者
 - (1) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力しもしくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

※校舎等目的外使用許可申請にあたっては、上記 1～3 に該当しない旨の誓約書を提出してください。（誓約内容を確認するため、他の官公署に照会を行うことがあります。）

札幌市教育委員会

誓 約 書

私は、校舎等目的外使用許可申請にあたり、上記 1～3 の各号のいずれかに該当する者ではないことを誓約します。

令和 年 月 日

申 請 者

住 所

氏 名

（あて先）札幌市教育委員会